

令和2年度 さいたま市立土合中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立土合中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感を持つこと
- 2 いじめを発見したら、抱きついてでも止め、いじめられる生徒を絶対に守り抜くこと
- 3 「いじめは絶対許されないこと」という強い認識を持つこと
- 4 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導すること
- 5 「ケンカ」や「ふざけあい」は、喧嘩両成敗ではなく、力関係の事実を確認すること
- 6 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること
- 7 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、一人で抱えることなく、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげること
- 8 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること
- 9 教師自らの体験などを伝え、あらゆる形で生徒を正しい道へ導き、生徒に将来への希望が生まれるように働きかけること
- 10 いじめられた生徒に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること
- 11 いじめが、解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいることが、少なくとも3か月を目安とする。また、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人と保護者と面談により確認する。
- 12 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行うこと

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う、けんかやふざけあいであっても心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
 - (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため
 - (2) 構成員

<定例会>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、育成会会長、学校区小学校長、PTA会長、校内委員会、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、その他必要に応じて、スクールソーシャルワーカー

(3) 開 催

- ・定例会(年2回開催)・校内委員会(原則週1回開催)・臨時部会(必要に応じて)

(4) 内 容

- ・学校のいじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には以下の通りである。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる事案の集約とその対応
- ・重大事態への対応
- ・学校評価にいじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。

2 土合中生徒会いじめ対策委員会

- (1) 目 的 いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作るために、自分たちにできることを主体的に考え、勇気をもって行動し、いじめの防止等の取組を推進する。

- (2) 構成員 生徒会本部役員、生活委員会委員長、学級委員会委員長

- (3) 開 催 6月、11月

- (4) 内 容 「いじめ撲滅強化月間」としていじめ撲滅に向け話し合う。
「いじめ撲滅強化月間」の一環として、委員会、学級等で取り組みを行う。
いじめ撲滅を全校生徒に呼びかける。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ・道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 「特別の教科 道徳」の時間を通して

- ・「いじめ撲滅強化月間」に「主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・右のような、いじめ撲滅に向けたスローガンを学級と教員がそれぞれ作成し、スローガンとポスターを活用したいじめ撲滅への啓発活動
- ・土合中生徒会いじめ対策委員会を中心としたいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開



- ・校長等による講話
 - ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だより等での家庭や地域への広報活動
- 3 『潤いの時間』『人間関係プログラム』を通して
- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- ・入学した直後に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成させる。
 - ・「相手の元気がでる話の聴き方・相手が元気がでない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
- ・教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
- ・各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
- ・生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
 - ・授業の実施：1、2年生 1学期 3年生 1・2学期
- 5 「携帯・インターネット安全教室」を通して
- ・生徒の情報活用能力の向上を図り、メールやラインを使用することによる危険性を理解したうえで、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - ・授業の実施：全学年 1学期
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
- ・赤ちゃんとの触れ合いや親が愛情をもって子どもと接する姿に触れたり、体験談を聞いたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒を育成し、いじめのない集団づくりに努める。
- 7 保護者の責務について
- ・保護者は家庭において、いじめは絶対に許されないこととして、いじめ問題の重要性の認識を広めて、しっかり子どもに教育するよう努める。
 - ・保護者は子どもに声をかけ、子どもの話をよく聴き、子どもの些細な変化を見逃さないよう努める。
 - ・保護者は家庭において子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、規則正しい食事や睡眠をとらせるなど心の安定を図るよう努める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童生徒の観察
 - ・早期発見のポイント
 - 積極的に生徒に声をかける
 - 生徒のささいな変化を見逃さない
 - 気になる生徒の情報はささいなことでも学年、学校で共有する
 - 情報に基づき、組織として速やかに対応する
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
 - (1) アンケートの実施 : 4月、9月、1月
 - (2) アンケートの結果 : 学年、学校全体で情報の共有を行う
 - (3) アンケート結果の活用 : アンケートの内容に応じて、設問によってはその日の内に、担任から面談を行う。面談内容については、学年・学校で共有する
 - (4) アンケートの結果に応じて面談を行った生徒について、記録を取り保存する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
 - (1) 学校独自のいじめに関するアンケートを、月に1回実施する。※別紙1
 - (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。
- 4 教育相談週間（日）の実施
 - (1) 毎年11月初旬に教育相談週間を設定する。
 - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ・教育相談部会の充実
 - ・さわやか相談室の充実
- 5 保護者アンケートの実施
 - (1) アンケートの実施 : 10月
 - (2) アンケート結果の活用 : アンケート結果を公表するとともに、いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引きに」に基づいて対応する。
- 6 地域からの情報収集
 - (1) 民生委員・主任児童委員連絡協議会を年1回開催し、情報交換を行う。
 - (2) 育成会主催や防犯ボランティアの地域巡回時にも積極的に情報を収集する。
 - (3) 学校評議員会の中で、学校の現状を報告するとともに情報の共有を図る。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員がいじめに関わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反する。このことから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに関わる情報を報告し、「児童生徒の心のサポート、手引き、いじめに関わる対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- ・ 校長は、情報を集約し組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- ・ 教頭は、情報を速やかに集約し、校長に報告する。校長の組織的な対応の補佐をする。
- ・ 教務主任は、生徒指導主任や教育相談主任、学年主任等との連絡、調整を行い情報の共通理解を図る。
- ・ 担任は、事実確認のため情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安

- 全を確保する。いじめた生徒に自らの行為を反省させ、責任を自覚させるための指導を行う。
- ・ 生徒指導担当は、情報を集約しながら担任等への支援を行う。
 - ・ 学年主任は、担任等関係職員の情報を集約し、事実確認と生徒への指導の指示を行う。定期的に校長(教頭)に状況を報告する。
 - ・ 生徒指導主任は、生徒からの情報を速やかに把握し、全教職員に共通理解が図れるような組織、体制を整備する。
 - ・ 教育相談主任は、生徒指導主任、学年主任等と連携して教育相談的内容の集約を行い、情報の共有を行う。
 - ・ 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因とし考えられないか、情報の収集を行う。
 - ・ 養護教諭は、保健室に来室する生徒の様子や情報を報告し、いじめ等の早期発見に努める。
 - ・ 部活動の顧問は、部内でいじめ、またはいじめの疑いのある行為を発見したら、担任、保護者等と連携して、事実確認、いじめられた生徒の安全の確保、いじめた生徒への指導を行う。
 - ・ さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
 - ・ スクールカウンセラーは、専門的な立場から支援の助言や生徒へのカウンセリングを行う。
 - ・ 保護者は、子どもの様子に異変を感じたときは直ちに学校に連絡し、連携して対応していく。
 - ・ 地域は、いじめ、またはいじめの疑いがある行為を発見したら、学校に情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命、心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関わるガイドライン」（平成29年度3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、および「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。

○重大事態について

(1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- ・ 生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

(3) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(4) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通して行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - (1) 土合中学校いじめ防止基本方針の徹底周知
 - (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - (1) わかる授業の推進
 - (2) 生徒指導、教育相談に係る研修
 - (3) 情報モラル研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取り組みを実施するため、土合中学校いじめ防止学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会中心に点検し、必要に応じて見直すという、PDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) いじめ対策委員会の開催時期 7月、3月
 - (2) 校内研修等の開催時期
 - ・ 6月 学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
 - ・ 8月 外部機関を招聘した研修

【令和元年5月22日一部改訂】

【令和2年4月1日一部改訂】

